

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

## SERIES TAINS 解体新書

# 税理士の損害賠償責任と説明義務



朝倉 洋子 [目黒]

### はじめに

税理士を巡る損害賠償請求事件については、TAINS解体新書でも、繰り返しお知らせしていますが、今回は、税理士の説明責任を問われた訴訟について取り上げます。

このテーマで、TAINSの税法データベースを検索するには、「税理士損害賠償」と「説明責任」という二つのキーワードの組み合わせによって検索してください。次のように貴重な判決が収録されています。

実務の参考にお役立てください。

(1)平成23年10月19日東京地裁判決 (Z999-0127) (棄却・確定)

税理士は、税務の専門家であって、法律の専門家ではないから、ある財産を遺産に含めて相続税の課税対象として処理する場合に、所有権の移転原因を厳密に調査する義務があるとまでいえず、税務署が納税行為の適正を判断する際に先代名義の不動産の有無を考慮している現状にも照らせば、被告が本件土地に関する調査義務に違反したということではできない。

(2)平成20年11月17日東京地裁判決 (Z999-0135) (棄却・控訴)

本件は、税理士である被告と税務顧問契約を締結していた原告が、被告には、消費税課税事業者選択届出制度について、原告に助言する義務があるのにこれを怠ったため、原告は消費税課税事業者となることができず、消費税の還付を受けることができなかつたと主張して、債務不履行に基づく損害賠償請求権に基づき、還付金及び弁護士費用相当額の合計3687万0960円等の支払を求めたという事案である。被告は、本件届出書提出期限までに、原告が第3期以降に多額の広告宣伝費を支出する可能性があることを認識し得たという

ことができるが、原告の広告宣伝費は、平成18年2月までは毎月2000万円程度ずつ発生していたところ、同年3月に急激に増加して4億8808万3541円となったものであり、被告がその明細を受け取ったのは本件届出書提出期限後であったことからすると、被告は、本件届出書提出期限までに、原告が第3期において具体的にどの程度の広告宣伝費を支出することになるかについてまで認識していたと認めることはできない。

以上によれば、被告は原告に対し、本件制度について問い合わせや相談を受けない限り、助言等する義務を負わず、また、積極的に本件制度の存在を説明し、本件制度について注意を喚起する義務を負うとも認められないから、被告税理士に本件契約の債務不履行は認められない。

(3)平成19年7月2日千葉地裁判決 (Z999-0104) (棄却・確定)

被告が税務の専門職たる税理士として原告主張の本件相続に係る相続税に関する包括的な税務処理をすることを受任するのであれば、その内容、期間、報酬等を明らかにするため、これを明記した契約書を作成してしかるべきところ、これが作成されていないことは当事者間に争いが無い。また、契約書を作成しないまま、当該受任をしたのであれば、被告は税理士として、契約を履行するため、何らかの具体的な事務処理をし、これに相応しい報酬を受けてしかるべきところ、被告が契約を履行したものとみられる具体的な事務処理をしたこと及びこれに相応しい報酬を受けたことは認められない。

原告が本訴を提起したのは平成18年3月17日であるが、この時期は、原告が本件相続に係る相続税に関し延納を選択しこれを継続した結果、バブル経済の崩壊に伴う土地価額の暴落の中で、本件相続に係る相続財産等を失っ

た後であり、原告が、その主張する包括的な税務処理契約を締結したことをいう平成2年9月ころから当該時期まで長期間にわたり被告に対しその不履行を論難したことがあったことがうかがえない。以上によれば、原告主張の包括的な税務処理委任契約締結の事実を認めることはできないといわざるを得ないから、原告主張の、被告が原告に対し相続税の取得費加算制度及び特例物納制度を利用して税務処理をすべきことを説明して指導すべき義務については、前提を欠き、これを認めることはできない。

(4)平成15年9月8日東京地裁判決 (Z999-0083) (棄却・控訴)

被告税理士は、従兄弟の丙弁護士との紹介で原告から相続税の申告手続を受任し、第1相続の相続税申告に当たり、遺産分割が未了であるために配偶者の税額軽減の届出ができないので遺産分割完了後に更正の請求をすると説明した。しかし、丙弁護士が解任されたからは、原告から遺産分割の進捗状況の報告を受けなくなったことが認められ、原告らの遺産分割が、申告時から3年経過しても終わらないという事態を想定し、原告に対し、その手続を説明しなければならぬというのはいささか被告に酷であって、被告がそのような義務までを負っていたと解することは困難であるというべきである。

(5)平成13年7月11日東京高裁判決 (Z999-0046) (一部認容・上告)

本件相続発生の平成3年1月当時、各税務署では専ら形式基準（5棟10室基準）によって事業に当たるかどうか判断され、納税者から相談を受けた場合も形式基準のみによって対応しており、このような実務の取扱いを受けて税理士実務においても、形式基準で判断することが一般的であった。被告税理士は、本件小規模宅地の特例を適

用できるかどうかについて形式基準及び実質基準を検討し、本件のX土地は形式基準は満たさないが、実質基準は満たすと判断したが、当時の税務署の実務の運用等に照らし、このX土地を事業用宅地として認められるのは容易ではないと考え、T国税局相談室、同相談室Q分室に相談に行ったが、形式基準によりX土地を事業用宅地と認めるのは困難であるという回答であり、所轄税務署であるS税務署では、更正を覚悟の上で出すなら出すようなどと言われた。

したがって、被控訴人税理士は以上のような相談結果から、自分一人では決定することはできないと判断し、相続人に対し、この特例の適用に関する実務の取扱い、税務当局との相談結果、事業用宅地としてのX土地とY土地のどちらかを選択することができること、X土地について特例が適用された場合とされない場合の税額、事業用宅地として申告した場合のリスクなどについて具体的に説明した上、X土地は実質基準を満たすという自分の意見を述べて、最終的に相続人の判断を仰いだところ、配偶者は特例の対象としてX土地でなくY土地を選択した。

以上の認定事実によれば、被控訴人税理士は、形式基準及び実質基準について自ら検討したのみならず、税務当局にまで相談に行くなどして十分な調査を行った上で控訴人に対し適切に説明し、最終的に直接の委任者である配偶者に対し、控訴人らと相談した上で特例の適用対象を選択するよう求め、委任者の意見に従って申告を行っているのであって善管注意義務に違反したと認めることはできない。

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03(5496)1416

## 提案型会計事務所へ。 MJS! ミロク情報サービスが バックアップ。



MJSイメージキャラクター  
菊川 怜

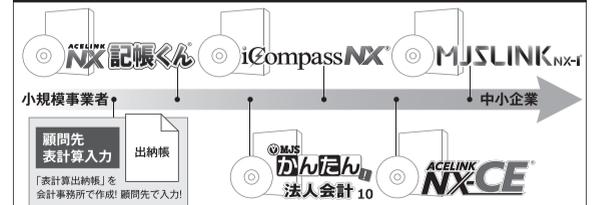
経営提案できる会計事務所へ。  
MJSは強カプロフェッショナルツール  
ACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の自計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。

顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。



事業所・企業規模に合わせたラインアップ。MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かれます)  
●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX記憶くん、iCompass NX、MJS LINK NX-I、MJSからたん!法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

財務と経営システムのリーディング・カンパニー 東証第一部上場 (証券コード:9926) **MJS Q**  
株式会社ミロク情報サービス